この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

	1	 収受	- 、、																										[1	/:	2]
令和] :	年	月		日	毌	住(本	所 去 人	、の 言 る [‡]	は場ソ	居合 / 房	が) シ よ	(〒:) (法 <i>)</i> 広島	人の場	合の	み公割	きされ) ます) J2-2 9	9-2		(電話	括番	号	082	<u> </u>	- {	322		- 08	32)
						請	納	フ	リ <i>></i> 税	ガ ナ	ĺ	也	(〒:) J2-2 9	9-2		(電話	舌番	号	082	<u> </u>	- {	322	_	- 08	32)
							,		リ ジ			©	_シヤマ シ 西山																		
	広島商	击	477 AV			者	(治	去 人	リ 、の 者	場	合																				
	公局 F	1]	税務	署長	殿		法	J		番	17	寻																			
公表 1 2 な	され 申 請 法 よ 、	ま者(上すの人記	。 氏名 格の 11 21 21	載し 又なび等	名称 社団	等を か、	除。登録	(。) 录番·	にる	あっ び登:	ては録年	.月	本店に日がく	又は公表	主だされ	こる!	事務が	所の原	折右	E地										− §	ジで
(平成 ※	28 ^全 当 彰	手法? 亥申言	り、 津書 f 5 年 S	15号 よ、	·) 須 所和	第 5 导税	条0法等	り規; Fの-	定 に 一部	よる を む	る改女正	文正征 ごする	後の6法	消?	費 税	法負	育 57 ∮	条 (ク2	第 2	2 項	のす	規定	に	より) 申	請し	」ま	す。	
				31日 則と												さる場	易合	は令	和	5年	6)	∄ 30	日))ま	で	にこ	_の	申請	青書	を提	出
事	業		者	X		分	*	次葉	「登録	録要何	牛の石		調調	果税 を記	事業!載し	巻者	くださ	る事 きい。 くは記	ま	た、1	色税	身事業	も税 者に	事業	と者 もず	. る場	合に				も 税
判定合このいなか	に より ま 計 書 き た こ) 課 5 を た と	税事: 6月: 是出す	(特を 30日こ る困 を困 要 の困	なまがる	るでで事場にき情																									
税	理		士	署		名		理士	:法人 上	. 1	長谷人	IJ≨	計								(電話	舌番岩	号	082	! -	_ :	272	_	- 58	68)
※ 税 数	整理番号						部門番号			庫	請	年	月日	3			年	月		月				_日 年		付 月		印	2		
務署処理	入力	<u>・</u> カ タ	処 理	1		年		 月	月	番確					身確	元認			-	確認書類	個人その	、番号)他(カー	ド/通 	鱼知力 	'- k	・運	医免許	証) 		
理欄	登卸	录	番 号	- T				1																							

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

		氏名又は名称	西山 信敬							
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。									
	(平成28年法律第15号) 附則第44条第 4 項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。									
事	個 人 番 号		<u> </u>							
業	事 生年月日 (個 業 人) 又は設立 年		法人事業年のみ	自 月 日 三 度 至 月 日						
者		月 日	記載資本	金 円						
の	等事業内容									
確	課税期間の初日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日 当費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け									
認	ようとする事業者		令和	年 月 日						
登	登 課税事業者です。									
録	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ									
要	V)									
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せら (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてく;		せん。	☑ はい □ いいえ						
確認	- その執行を終わり、又は執行を受けることが - います。	なくなった日から 2	年を経過して	□ はい □ いいえ						
参										
考										
事										
項										